

# 離婚届の書き方と届出について

## 1. 届出に必要なもの

- ・離婚届 1通
- ・戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 各1通  
(本籍地と届出地が同じ場合は不要)
- ・届出人(夫と妻)の印鑑
- ・本人確認書類
- ・裁判離婚の場合  
調停離婚→調停調書の謄本  
審判離婚→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚→和解調書の謄本  
認諾離婚→認諾調書の謄本  
判決離婚→判決書の謄本と確定証明書

## 2. 未成年の子の親権

未成年の子がいる場合、必ず父母のどちらか一方を親権者と定めていただきます。また、離婚届により子の戸籍は変動しません。子の戸籍を動かす場合は、家庭裁判所の許可を得て、「入籍届」を出していただきます。

## 3. 住所を変更される方

転入・転居・世帯変更等をする場合は、住民異動届を出してください。同日で住所異動をする場合は、離婚届の住所欄には最新の住所地・世帯主をご記入ください。  
休日・夜間は住所異動の受付はできません。

## 4. 受付時間

市役所本庁舎 1階 総合窓口課 白糸台・西府文化センター	平日 午前8時30分～午後5時
市役所本庁舎 西玄関 警備室 (休日・夜間受付)	上記時間以外 土日、祝日、年末年始

休日・夜間など閉庁時でも、届書をお預かりしております。お預かりした届書は翌開庁日に職員が審査します。その際、届書に不備がありますと、後日、市役所開庁時に窓口に来庁していただくこともあります。

## 5. 離婚届に関連する諸届

「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)  
離婚後3ヵ月以内にこの届出をすると、婚姻中の氏を継続して称する新戸籍をつくることができます。なお、この届出は離婚届と同時に出すこともできます。

## 6. 外国人との離婚

日本人と外国人との協議離婚には日本人の住民票の添付が必要です。(住所地と届出地が同じ場合は不要)  
※国籍及び住所地によって適用する法律が異なる場合もございます。外国人と離婚する場合は事前にご相談ください。

<裏面に記入例があります>

お問い合わせ先

府中市役所 市民部総合窓口課 記録係  
電話:042-335-4555(直通)

記入例

届出を出す日を記入してください。  
協議離婚の場合、この日が離婚日になります。

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

東京都府中市 長 殿

受理	年	月	日	発送	年	月	日
第	号			第	号		
送付	年	月	日	長 印			
第	号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	関 票	住民票	通 知	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
届書は、1通でさつつかえありません。  
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書とあわせて提出してください。  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

協議の離婚の場合、  
成人2名の署名押印が必要です。  
(裁判での離婚の場合は不要)

(1)	氏名	夫 府中 太郎	妻 府中 ひばり
	生年月日	昭和63年4月5日	昭和元年2月3日
	住所	東京都府中市府中町〇丁目 〇番の〇号 府中アパート101	東京都府中市宮西町〇丁目 〇番の〇号
	本籍	東京都府中市府中町〇丁目〇番の〇	東京都府中市宮西町〇丁目〇番の〇
	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	東京都府中市宮西町〇丁目〇番の〇	東京都府中市宮西町〇丁目〇番の〇
	同居の期間	昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで	
	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が91人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	夫妻の職業	夫の職業 会社員	妻の職業 公務員
	届出人	夫 府中 太郎	妻 府中 ひばり
	事件簿番号	住所を定めた年月日 夫(〇〇)〇〇-〇〇〇〇 妻(〇〇)〇〇-〇〇〇〇	

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	西府 けやき 印 多磨 うめ 印
生年月日	昭和33年3月3日 昭和6年5月4日
住所	東京都府中市宮町〇丁目 東京都千代田区千代田
本籍	東京都府中市宮町〇丁目 東京都千代田区千代田

届出地と本籍地が違う場合は、戸籍謄本をお持ちください。

話し合いでの離婚の場合は、「協議離婚」  
裁判での離婚の場合は、該当の種別にチェックを入れ、成立・確定・認諾の日付を記入ください。

<旧姓にもどる場合>  
もとの戸籍にもどる 婚姻前の本籍地・筆頭者  
新しい戸籍をつくる 新しい本籍地・旧姓に戻る方本人の氏名  
※婚姻前の戸籍が除籍となっており、もどれない場合は、新しい戸籍をつくることになります。

<婚姻中の氏を継続する場合>  
この欄は空欄です。  
「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を同時に提出していただきます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
(面会交流)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。  
(養育費の分担)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

夫婦の間に未成年(20歳未満)の子がいる場合、親権者をどちらか一方に決めて下さい。

協議離婚の場合  
…夫と妻  
裁判離婚の場合  
…調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者

平日 8:30~17:00 の時間帯に通じる電話番号を記入してください。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎印は各自別々の印を押してください。
- ◎届出人の印をご持参ください。